

基本目標

3

子どもの未来が輝くまちにします

- 安心して妊娠・出産でき、子育てしやすい環境をつくり、子どもたちをいじめや虐待、貧困から守るしくみを整え、住民が互いに助け合うことで、子どもたちの笑顔と元気な声が、家庭や学校、地域で響きわたるまちをめざします。
- 世界遺産法隆寺のあるまちとして、「育てよう和の心」を教育スローガンとし、子どもたちが、将来誇りを持ってグローバルに活躍できるよう多様性を尊重しながら共に学び、将来の夢や希望を育みかなえる教育のまちをめざします。



8. 子育て環境の充実

9. 子どもの教育の充実

10. 子どもを守るしくみの充実



子育て環境の充実



■課題

- 安心して妊娠・出産でき、子どもがすこやかに育つためには、妊産婦本人だけではなく、パートナーや家族、社会の理解と、妊娠期から子育て期まで切れ目がない支援を行う環境づくりが必要です。
- 少子化や核家族化の進行、保護者の働き方の多様化、女性のさらなる活躍推進などにより、保育サービスなどの子育て支援に対するニーズは多様化しています。
- 子どもが抱える課題や保護者の悩みに寄り添う支援が必要とされており、相談体制の充実が求められています。
- 核家族化や子育てを地域で支え合う意識・関係性が希薄になる中、子育て世帯の孤立化を防ぎ、子どもたちが安心して成長できるよう、地域ぐるみでの子育て支援にむけた取組みを今後もすすめていく必要があります。

■目標とする姿

幼児教育・保育の「量」の確保と「質」の向上により、若い世代が喜びを持って安心して子育てをし、子どもが健やかに成長することができる環境が整っています。
子どもを産み育てることへの不安を軽減するための支援体制が充実し、希望をもって子どもを安心して産み育てられる環境が整っています。

■施策体系

1	妊娠期から子育て期への切れ目のない支援
2	多様な保育サービスと受け入れ体制の充実
3	子育てしやすい環境の充実

■政策指標

安心して子どもを産み育てられる子育て環境について満足していると思う住民の割合



■主な取組み

1 妊娠期から子育て期への切れ目のない支援

- ①子育て家庭と妊産婦等を支援するため、「子ども家庭総合支援拠点*」を設置し、子育て世代包括支援センター*や児童相談所等の関係機関と情報を共有し、実情の把握や相談対応等のソーシャルワーク*を行い、特に要支援児童および要保護児童等への支援の強化をはかります。
- ②子育て世代包括支援センター*において、妊産婦および乳幼児の健康の保持・増進、育児不安にワストップで対応し、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を強化します。
- ③妊娠中や出産後に支援が必要な家庭を対象に、母親の心身のケアや家事・育児のサポート等を行ことにより、地域で安心して妊娠・出産・子育てができる支援体制を確保します。

2 多様な保育サービスと受け入れ体制の充実

- ①多様な保育ニーズに応えるため、保育園での一時預かりや延長保育をはじめ、幼稚園の預かり保育、広域連携による病児保育の実施、医療的ケア児*の受け入れ体制の整備など、保育の充実に努めます。
- ②待機児童を発生させないという方針のもと、保育人材の確保に努めるとともに、保育ニーズに対応した受け皿の確保について検討します。
- ③幼稚園ニーズや園児数の推移等を勘案しながら、幼児教育・保育の一体的な提供を含めた幼稚園の今後のあり方について検討します。
- ④児童が放課後等を安全に安心して過ごすことができるよう学童保育の充実をはかるとともに、早朝の学童保育実施について検討します。

3 子育てしやすい環境の充実

- ①地域子育て支援センター*(生き生きプラザ斑鳩内)を地域における子育て支援の拠点とし、子育てサークルの育成や支援、つどいの広場事業、子育て相談や子育て支援講座などを実施することにより、地域ぐるみでの子育て支援にむけた取組みをすすめます。
- ②保育園や幼稚園を地域における新たな子育て支援拠点として位置付け、子育てをする保護者の地域におけるつながりの場や子育てに対する不安を解消できる場として活用します。
- ③ファミリー・サポート・センター事業*など、子育てを支える人づくりをすすめ、地域における子育て支援ネットワークの整備に取り組みます。
- ④「子育て応援ブック」や「子育て応援アプリ」などにより子育て情報の発信を強化します。
- ⑤家庭教育の重要性を啓発するため、研修講座、講演、広報活動の充実をはかります。

子どもの教育の充実



課題

- 人とのつながりの希薄化や核家族化をはじめとする地域社会および家族の変容、社会経済のグローバル化、情報通信技術の進展などに伴い、子どもたちの学びを取り巻く環境も変化しており、教育に求められる役割はますます多様化・高度化しています。
- 子どもたちが多様化・複雑化する社会をたくましく生き抜く力を身につけるため、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「たくましい心身」を育成し、「生きる力*」を育む教育の充実が必要とされています。
- 子どもたちを取り巻く環境の変化に対応するため、教職員の意識改革や資質向上に努める必要があります。
- 児童・生徒数の減少傾向や教育施設の老朽化にともない、将来的な統廃合も見据えながら学校施設の整備計画の策定をすすめる必要があります。
- 進学時に起こる環境変化への不適応等を解消するため、保育園、幼稚園、小学校、中学校の連携を一層はかることが求められています。
- 学校、家庭および地域が連携、協力し、未来を担う子供たちの成長を支える必要があります。
- 青少年を取り巻く環境は著しく変化するため、社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子ども・若者やその家族に対する支援が必要とされています。

目標とする姿

学校、家庭および地域がそれぞれの役割を果たし、互いに連携し、社会全体で子どもの成長を支える環境が整っています。その下で、子ども一人ひとりの発達過程をふまえた教育が行われ、学びの意欲が高まり、社会的自立にむけた基礎的および基本的な資質や能力が育まれています。

施策体系

1	時代に応じた教育内容の充実
2	教育環境の整備・充実
3	青少年の健全育成

政策指標

小中学校における教育環境について満足していると思う住民の割合



■主な取組み

1 時代に応じた教育内容の充実

- ①国際理解、情報、環境、福祉・健康、農業、食育など、教科等の枠を越えた分野で、各学校が創意工夫して、体験学習や調べ学習などを取り入れた教育活動を行い、子どもたちの知・徳・体のバランスのとれた「確かな学力」、「豊かな人間性」、「たくましい心身」の育成をはかります。
- ②グローバル化や情報化などに対応し、英語教育やプログラミング教育*の充実をすすめ、一人ひとりの個性や自主性、創造性を高める教育を推進します。
- ③本町にある歴史的価値の高い文化遺産を歴史教育の教材とし、和の精神をふまえた道徳教育に努めるとともに、伝統と文化を尊重する心や斑鳩を身近に感じる郷土愛の育成をはかります。
- ④学校行事や部活動などの集団活動を通じて、調和のとれた心身の発達と個性の伸張をはかり、社会の一員として、よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的・実践的な学びの姿勢を育成します。

2 教育環境の整備・充実

- ①学校、家庭、地域の連携を強化し、地域の豊富な経験を有する人材を活用した学習支援事業など、地域ぐるみで子どもを育てる環境の整備をはかります。
- ②保育園、幼稚園、小学校、中学校の連携を強化することで、一貫性のある教育環境を整えるとともに、子どもたちがスムーズに新しい教育環境にじめるような取組みを充実します。また、人格形成の基礎となる就学前教育を推進します。
- ③小・中学校施設などの老朽化に対応するとともに、耐震性の向上をはかるなど、快適な学習環境の確保と安全面への対応をすすめます。
- ④ICT*教育環境の整備を行い、充実したプログラミング教育*を実施するほか、感染症の拡大など非常事態に備え、児童・生徒の学ぶ機会を保障するために、在宅教育の充実について検討します。
- ⑤グローバル化、情報化社会に対応した教育や豊かな心を育む教育をすすめるため、経験年数に応じた研修や教科別の研修等を充実させ、教職員の資質の向上に努めます。また、外国人英語指導助手を全小学校に配置します。
- ⑥すべての児童・生徒が一人ひとりに応じた教育を受けることができるよう、特別支援教育、通級指導教室*などの充実をはかります。
- ⑦少人数学級編制、少人数指導により、学習のつまづきを早期に発見するとともに、基本的な学習習慣を養うなど、児童・生徒一人ひとりに、よりきめ細かな教育を推進します。
- ⑧子どもの食事の栄養バランスや食育の観点から学校給食を推進し、子どもたち自らが「食」について考え、健全な食習慣を身につけた子どもの育成に努めます。

3 青少年の健全育成

- ①いじめや不登校等の諸問題の解決にむけて、児童・生徒の心の問題に対応するため、スクールカウンセラーなど専門家による相談体制の充実をはかるとともに、関係機関との連携を強化します。
- ②社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子ども・若者を地域において支援するため、教育、福祉、保健、医療、雇用など各分野における支援機関のネットワーク化の整備に取り組みます。
- ③子ども・若者が地域で自ら企画し、実行する創造的な取組みができるよう、交流や体験を重視した活動やボランティアなどの社会的な活動の活性化をはかるとともに、指導者の育成や活動情報の提供、さらに家庭や地域でのさまざまな活動への参加機会の充実をはかります。
- ④家庭や学校、関係機関と連携をとりながら、子ども・若者相談体制を強化します。
- ⑤子ども・若者が安心して気軽に利用できる、社会教育施設などの充実をはかります。
- ⑥「青少年問題協議会」を中心として、非行防止のための巡回指導や啓発、教育相談など、地域ぐるみでの健全な生活環境づくりに努めます。

子どもを守るしくみの充実



課題

- 核家族化や地域のつながりの希薄化により、地域社会および家庭の教育力並びにコミュニケーション能力が低下し、子育て家庭が孤立するケースが増え、児童虐待、子どもの貧困等が社会問題となっています。
- 子どもの権利が守られる体罰のない社会の実現をめざし、一人ひとりが意識を変えていく必要があります。
- 子どもの人権侵害は、子どもの心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えることから、関係機関と密接に連携した迅速な対応が必要とされています。
- 子どもの将来が生まれた環境によって左右されることがないよう、経済的困窮状態にある子どもの貧困対策が求められています。

目標とする姿

心身の健全な成長を育み、すべての子どもが大切にされながら育ちます。

施策体系

1	子どもの権利の保障
2	子どもの貧困対策

政策指標

子どもを守るしくみについて満足していると思う住民の割合



■主な取組み

1 子どもの権利の保障

- ①児童虐待の未然防止や早期発見にむけ、相談体制の強化や保護者への啓発、保健センターや医療機関、保育園、幼稚園、学校、警察、民生児童委員、県こども家庭相談センターなど、親や子どもに関わるさまざまな関係機関や地域と連携した見守り体制の充実などをすすめます。
- ②子ども家庭総合支援拠点*において、子育て家庭の孤立化を防ぐとともに、子育て相談の機会の充実をはかります。
- ③体罰等によらない子育てを推進するため、子育て中の保護者に対する支援とともに地域社会全体への啓発をすすめます。

2 子どもの貧困対策

- ①教員OB等の経験豊かな人材との協働により、学力、学習意欲の向上をはかる学習支援事業（スクールサポート）を実施します。
- ②民間の子ども食堂と連携・協力することにより、子どもの居場所づくりを支援します。
- ③子育てに対する経済的負担の軽減をはかるため、義務教育学校への就学のための費用等を助成するほか、保育所保育料および学校等給食費の軽減を行います。